

浜松市への遺贈寄附のお願い

1. 浜松市への遺贈寄附とは

「人生最後の寄附」として、遺産となる現金の一部若しくは全部を、金融機関の扱う遺言信託等を通じて浜松市にご寄附いただくものです。

～浜松市と遺贈寄附の協定を締結している金融機関～



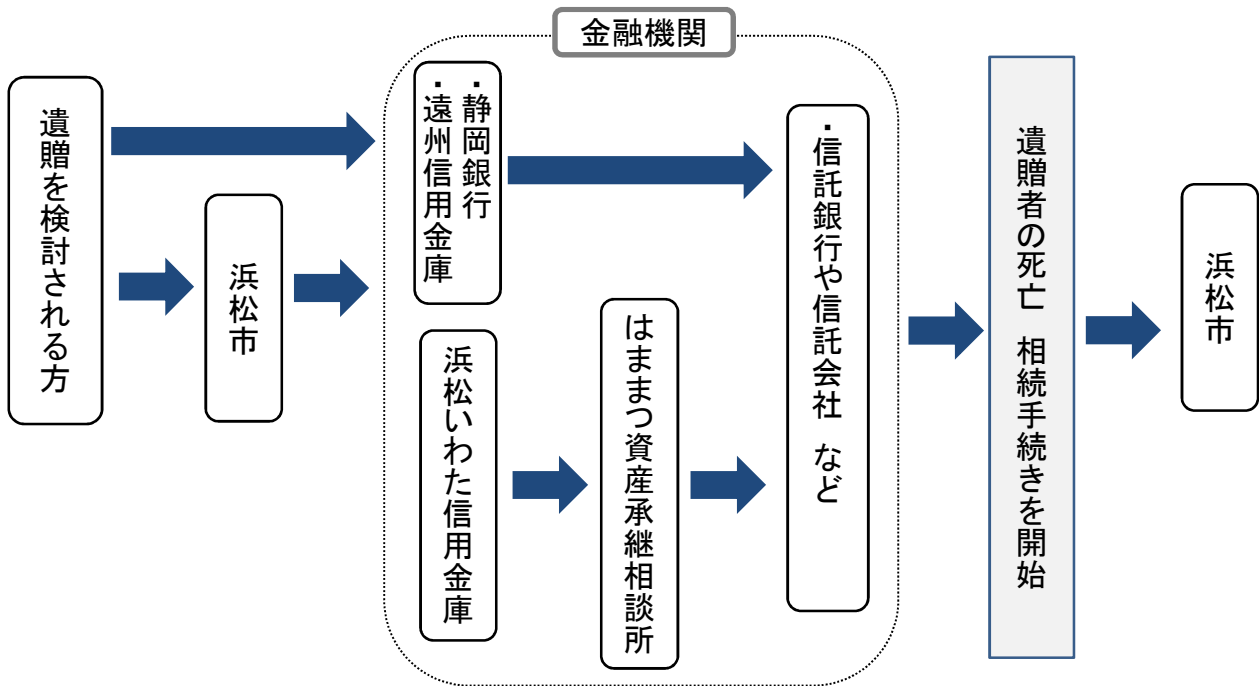
2. 遺贈寄附の用途

ご寄附いただいた遺産は、持続可能な浜松市政を構築するための貴重な財源として、大切に活用します。

活用させていただく主な区分

- ◆産業経済
- ◆子育て・教育
- ◆安全・安心・快適
- ◆環境・エネルギー
- ◆健康・福祉
- ◆文化・生涯学習
- ◆地方自治・都市経営

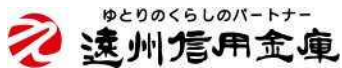
3. 遺贈寄附の流れ



4. 費用について

金融機関の遺言信託を利用することで、契約に応じて費用が生じますが、専門家による助言や相続の執行が可能となります。

浜松市との協定により、以下の金融機関は初回の相談料が無料です。まずは相談窓口にお問い合わせください。



お問い合わせ
☎0120-046-022
平日：9時～17時まで
(土日祝日及び
12月31日～1月3日を除く)



お問い合わせ
☎0120-054-004
平日：9時～17時まで
(土日祝日及び
12月31日～1月3日を除く)



お問い合わせ
☎0120-307-804
平日：9時～17時まで
(土日祝日及び
12月31日～1月3日を除く)